

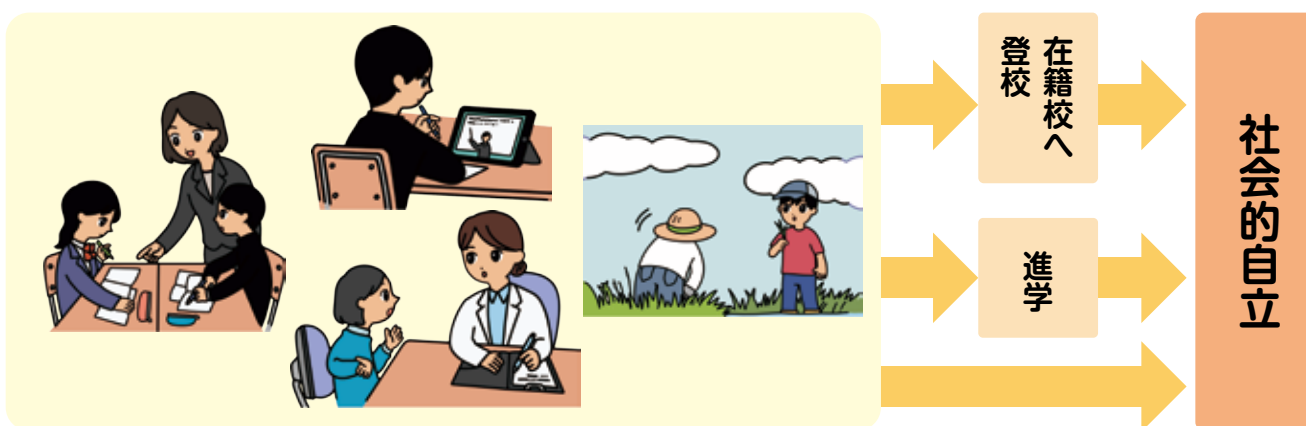
2 学校外の施設等での相談・指導

2-① 教育支援センター

教育支援センター^{※7}は、不登校の子供たちの社会的自立に向けた力を高めていくために、区市町村教育委員会が設置しています。学習内容の補充だけではなく、文化施設などの見学や自然体験、心理職によるカウンセリングなど、様々な支援を行っています。

学校に行くことは難しくても、学習や活動の意欲はあるなど、その子供にとって学校外の施設等で学んだり、支援を受けたりすることができる場合などには、学校や区市町村教育委員会に相談してみましょう。

教育支援センターの活動例



教育支援センターにおける効果的な事例

タイプ別教育支援センターの設置

不登校の子供の状況に応じて「学習などの不安の解消」と、「体験活動等を通じた、意欲の向上やコミュニケーション能力の育成」の目的別に、施設環境や支援内容が異なる教育支援センターを設置しています。これにより、「在籍校と連携しながら、基礎的な学力を補充する。」「ゆっくりと集団活動に慣れる。」など、個々の状況に合わせ、適切で継続的な支援を行うことができます。

在籍校の定期テストの実施

毎月、教育支援センターから報告書を保護者と学校に送付しています。情報を共有しながら、通室した日は、各校の校長が学校に出席したこととして扱っています。また、中学校の定期テストを、教育支援センターでも在籍校と同じ日に受けることができますようにしています。

定期テスト等を通じて、担任と不登校の子供、教育支援センターの支援員とのかかわりが生まれ、学校と教育支援センターが連携して支援できるようになっています。

※7 区市町村によって名前や取組の内容は異なります。設置していない地区もあります。

2-② ICT 等を活用した学習

不登校の子供たちの中には、家から出ることができず、十分な支援を受けられなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合があります。

このような子供たちを支援するため、一定の要件^{※8}を満たした上で、自宅において、学校や教育委員会、学校外の公的機関（教育支援センター等）・フリースクール等が提供する ICT 等を活用した学習活動を行った場合、在籍校の校長が指導要録上の出席扱いとすることや、その成果を評価に反映することができます。

※8 出席扱い等の要件

〔「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（別記2）（元文科初第 698 号）より抜粋〕

不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒の在籍校の校長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、その児童生徒が現在、登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができます。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- (2) ICT 等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAX などを活用して提供される学習活動であること
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とし、対面指導は、その児童・生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること
- (4) 学習活動は、その児童・生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること
- (5) 校長は、その児童・生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること
- (6) ICT 等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的にその児童・生徒が学校外の公的機関やフリースクール等において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であり、上記③のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること

学校や教育委員会の取組例

出席の取扱いに関するガイドラインの作成

区市町村教育委員会が、不登校の子供の出席の取扱いに関するガイドラインを作成し、学校が不登校の子供の出席の取扱いを判断する際に確認すべきことや根拠を具体的に示しています。

このガイドラインを参考にすることで、不登校の子供の ICT 等を活用した取組を、学校が積極的に把握し、出席としての扱いができるようにしています。

オンラインを活用した支援

不登校の子供が、オンラインで朝の会や教室で行う授業に、自宅で同時に参加できるようにしています。








また、担任と子供がオンラインのビデオ会議で個別に面談したり、メッセージを送り合ったりして、不登校の子供の状況を確認しています。このような取組が不登校の子供の居場所づくりや学習の機会の確保につながっています。

2-③ その他の公的な相談機関等

子供たちを支援する機関等は、他にも様々あります。

教職員の皆さんは、必要に応じて子供たちと関係機関をつなぐことができるようにしておくことが重要です。

保護者の皆様は、お住まいの地区にどのような相談・支援機関があるかホームページで調べたり、在籍校の教職員に相談したりしてみましょう。生活に関わる悩みについては、スクールソーシャルワーカーや地区の福祉担当課で相談に応じています。

教育相談所（教育相談室）	https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/links/row.html	
<p>教育相談を行う機関です。相談室や相談コーナーという形で、教育委員会や地区の施設の中に設置されている場合もあります。</p> <p>東京都教育相談センターでは、子供からの相談だけでなく、高校生相当年齢までの方の保護者・親族及び教職員からの友人関係、いじめ、家族関係、学校生活、不登校、子供の性格や行動、しつけ、発達障害、自傷行為、家庭内暴力、高校への進級・進路などに関する相談を受けています。</p>		
子供家庭支援センター	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/ouen_navi/center.html	
<p>18歳未満の子供や子育て家庭のあらゆる相談を受けています。その地域の子育てに関する情報もたくさんもっています。</p>		
児童相談所	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/jicen/annai/jido_sodan.html	
<p>不登校の他、非行や子育ての悩み、障害に関することや、虐待などに関して、児童福祉司・児童心理士・医師・保健師などの専門スタッフが相談を受けています。</p>		
福祉事務所	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/shisetsu/fukushi.html	
<p>生活保護や児童福祉など、幅広い福祉に関する相談を受けています。</p>		
都立（総合）精神保健福祉センター		
<p>本人や保護者、教職員等から、こころの病気や発達障害などについての相談を受けています。</p>		
都立精神保健福祉センター 精神保健福祉相談 （こころの健康相談）	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/sitaya/seishin/index.html	
<p>千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区及び島しょ地区の方</p>		
都立中部総合 精神保健福祉センター 思春期・青年期相談の案内	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/chusou/seishin_soudan/shisyunki_seinenki_soudan.html	
<p>港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区の方</p>		
都立多摩総合 精神保健福祉センター こころの問題についてのご相談	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tamasou/soudan/soudan_ippan.html	
<p>多摩地域の方</p>		

2-④ フリースクール等

不登校の子供に対し、民間において、自主的に設置・運営される**フリースクール等**^{※9}があります。

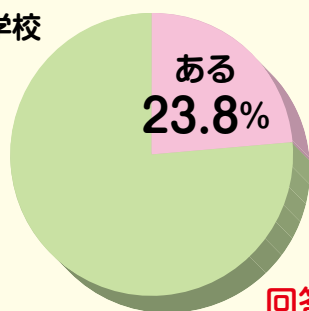
フリースクール等では、個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験などの活動、授業形式による学習などを行っています。その性格や規模、活動内容等は様々ですが、不登校の子供の学びの場の一つとなっています。

また、不登校の子供の保護者を対象とする「親の会」もあります。

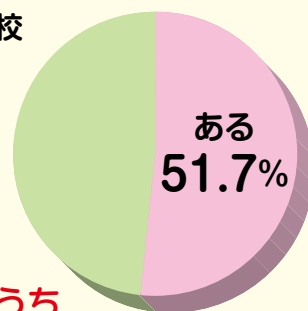
東京都におけるフリースクール等との連携

「在籍する児童・生徒が通っているフリースクール等民間施設・団体^{※10}がある。」

都内公立小学校



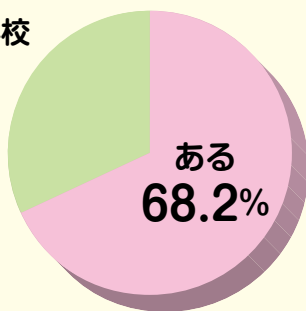
都内公立中学校



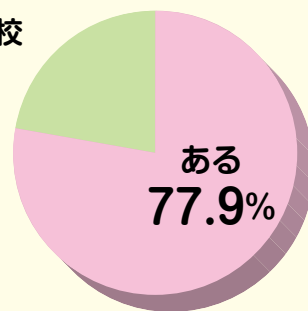
「ある。」と
回答した学校のうち

「民間施設・団体に通っている児童・生徒について指導要録上出席扱いとしている事例がある。」

都内公立小学校



都内公立中学校



令和元年度都独自調査の結果による

※9 本資料では、「フリースクール等」とは、「不登校の子供を受け入れることを主たる目的とする施設・団体」を指します。

※10 本調査における「フリースクール等民間施設・団体」は、本資料で扱う「フリースクール等」だけではなく、いわゆるインターナショナルスクールや放課後等デイサービス等、不登校の子供の支援を主たる目的としていない施設・団体も含まれています。

フリースクールの活動例

「自分のペースでステップアップ」

小学校1年生から中学校3年生までを対象として、コミュニケーション力の向上、学力向上、キャリア教育の三つの柱を軸に、1日6時間程度の時間割で活動しています。集団での一斉授業と習熟度別での個別学習があり、基礎学力や社会性を身につけていきます。子供自身が本人の状態に合わせ、職員と相談しながら登校日数や時間を決めて、自分のペースで少しずつステップアップしていきます。

また、各種の検定へのチャレンジを積極的に促し、中学3年生対象の受験対策も行っています。

保護者のカウンセリングや外出が難しい子供への家庭訪問、学校復帰後のケアプランなど、家庭への支援も行っています。学校に復帰した不登校経験者の体験発表や専門家による講演、同じ悩みを抱える保護者同士が交流できる親の会も定期的に行っています。

「自分で考え、自分で決める」

異年齢の子供たちが共に活動し、人や社会との出会いを通して学んでいます。「子供たちで創る」ことなどを基本理念とし、子供たちがほっとできる、楽しい空間を大切にしています。

不登校を経験した先輩から話を聞いたり、「仕事体験」、「お菓子づくり」などの多様なプログラムを通して、子供の学びを支援するとともに、それぞれの状況に応じた基礎学習や進路のサポートも行っています。

子供たちが「自分で決めること」を大切に、週何日通うか、いつ来ていつ帰るか、どのプログラムに参加するか、一日をどう過ごすかなど、全てを自分で考え決めています。その過ごし方を、お互いに尊重し、皆で成長していけるようにしています。

学校や教育委員会とフリースクール等が連携して取り組んでいる事例①

フリースクールと学校の協力による支援計画の作成

本人の希望、成長を第一に考えて学校との連携を進めています。在籍校への登校を希望する場合は、校長や担任と連携し、その子供が登校しやすい学級の雰囲気づくりを行うとともに、登校計画を立て、学校と共有し、支援しています。学校への登校を希望しない子供に対しては、在籍校との適切な距離感を大切に、情報共有を続け、同時に、フリースクールにおいて、意欲的な学びや仲間との豊かな交流が行えるように支援します。

また、学校にフリースクールでの活動の様子を伝え、出席の扱いや評価が行えるようにしています。

学校によるフリースクール等での子供の活動の把握

在籍校の校長が保護者の同意を得て、不登校の子供の通っているフリースクール等を訪問し、その施設の教育方針や教育内容、卒業後の進路の方向性、学校との連携の在り方等を確認しています。

その上で、学級担任がフリースクール等を訪問したり、本人・保護者と定期的に連絡したりして連携することにより、フリースクール等での活動を、学校の出席として扱っています。連携がスムーズに行われることで、本人の希望で学校に登校するようになった子供もいます。

※事例②は、18ページにあります。

【フリースクール等で相談・指導を受ける際の留意すべき点】

フリースクール等を選ぶ際には、保護者や学校が、次に示した目安^{※11}をもとに、子供が必要としている支援が受けられるか、総合的に判断することが大切です。

※11 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（別添3）（元文科初第698号）より抜粋
分かりやすくするため、一部、表現等を変えて記述しています。

ア 実施主体（実際に施設等を訪問し、話を聞いてみるのが大切です。）

- 不登校の子供に対する相談・指導等に、深い理解や知識・経験がある。

イ 事業運営の在り方と透明性の確保

- 不登校の子供への相談や指導を主な目的としている。
- 入会金や授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）などがはっきりと、保護者等に示されている。

ウ 相談・指導の在り方について

（受入れに当たって、面接を行うなど、子供の状況の把握が適切に行われていることが重要です。）

- 子供の人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われている。
- 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の要因による不登校など、相談・指導の対象となる子供が明確に示されている。
- 指導の内容や方法、相談の手法、相談や指導の体制があらかじめはっきりと示されている。
- 子供の状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われている。
- 日本の学校制度を前提とした内容になっている。
- 子供の学習支援や進路の状況などについて、保護者等に情報提供がなされている。
- 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていない。

エ 相談・指導スタッフについて

- スタッフは、子供の教育について十分に理解している。
- スタッフは、不登校の子供への支援について知識や経験をもち、その指導に熱意をもっている。
- 専門的なカウンセリングなどは、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導に当たっている。
- 宿泊による指導を行う施設がある場合は、生活指導に当たる者を含め、その施設で活動を行うのにふさわしい資質をそなえたスタッフが配置されている。

オ 施設、設備について

- 学習、心理療法、面接など、様々な活動を行うために必要な施設、設備が整備されている。
- 宿泊による指導を行う施設がある場合には、宿舎をはじめ、子供たちが安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備が整備されている。

カ 学校、教育委員会と施設との関係について

- 子供のプライバシーに配慮の上、学校と施設が支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。

キ 家庭との関係について

- 施設でどのような指導をしたのかなどを保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれている。
- 宿泊による指導を行う施設がある場合は、保護者の側に面会や退所の自由が確保されている。

学校は、在籍する子供がフリースクール等に通っている場合、そのフリースクール等に積極的に働き掛け、子供の状況を共有できるようにすることが重要です。

保護者は、子供がフリースクール等に通っている場合でも、学校との関係を途切れさせることなく、子供の状況や進路等の情報を共有していくことが大切です。

フリースクール等の関係者は、通っている不登校の子供の自立に向け、子供の在籍する学校や保護者と子供の状況を共有し、連携していくことが大切です。

学校や教育委員会とフリースクール等が連携して取り組んでいる事例②

教育支援センターとフリースクールとの交流

教育支援センターとフリースクール等の子供たちが一緒に体験活動を行い、交流したり、教育委員会が主催する保護者向け講演会で、フリースクール等の職員が話をしたりするなど、連携を密にして支援を行っています。

職員同士の交流により、支援の在り方について学び合うことができるようになり、よりよい支援につながっています。

教育支援センターの指導員への研修

不登校の背景のアセスメントなど、教育支援センター指導員の対応力向上のため、不登校の子供の学校への復帰をサポートしているフリースクール等の職員が講師となり、専門的な知見に基づいた研修を実施しています。

この研修により、子供の状況を丁寧に見取り、一人一人に応じた支援を行うことができるようになっています。

不登校の子供の居場所づくり

教育委員会がフリースクール等を運営している NPO 法人に委託し、不登校の子供の居場所をつくっています。

不登校の子供やその保護者の相談を受けたり、施設の支援員が、子供が外出する際のサポート等も行ったりしています。

また、一人一人の子供の状況に合わせ、中学校卒業後の進路などを見通した支援を行っています。

教育支援センターの分室における子供の支援

集団での活動が難しく、教育支援センターでの取組に参加できない子供たちのために、教育支援センター分室を2か所開設し、アセスメントや支援のノウハウを有するフリースクール等の支援員による支援を行っています。

本人が苦手を感じる面を専門的支援によって補うことで、不登校の子供やその保護者の悩みの軽減等につなげています。

親の会の実施

フリースクール等と教育委員会の協働により、教員とフリースクール等の職員が定期的な情報交換、交流、研修を行っています。

また、不登校の子供をもつ保護者同士が悩みを共有したり、子供への関わり方等を話し合ったりする「親の会」も定期的に行っています。これらの取組により、不登校に関する関係者の理解促進や連携強化、保護者の安心につながっています。

フリースクールによる学校との情報共有

不登校の子供の学校復帰に向け、在籍校との連携を重視し、子供たちのフリースクールでの学習状況や施設に通っている日数などを記載した報告書を、毎月学校に送付しています。

また、フリースクールに通うことになった子供の学校を訪問し、連携の在り方について情報共有を行っています。情報共有がスムーズに行われ、フリースクールに通う際の通学定期の発行が許可される場合もあります。